

第22回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年6月19日  
 告示番号 第6号  
 会議年月日 令和2年6月25日  
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
 局長補佐 藤 原 弘 子  
 局長補佐 佐 藤 正 浩  
 主任主事 阿 部 喜 昭

本日の案件 第22回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時35分

議 長	<p>本日の出席委員は23名であります。                  定足数に達しておりますので、第22回一関市農業委員会総会を開会いたします。                  なお、23番 三浦 善昭 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。                  議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。                  (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に21番 畠山 潔 委員、22番 佐藤 圭一 委員を指名いたします。                  書記には、藤原補佐、阿部主任主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。                  「報告第50号 専決処分の報告について」を上程いたします。                  局長より説明いたさせます。</p>
局 長	<p>報告第50号、専決処分の報告についてご説明いたします。                  農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを</p>

報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和2年6月17日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第25号までの25件、25名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第50号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

10番  
佐藤 和威治 委員  
局 長

第22号の住所地の地目が畑と記載になっておりますけれども、確認をなさったのでしょうか。

ただいま、確認をしたかというお尋ねでございましたけれども、これは届出を受け付けるということでございまして、現場の確認までは必要ないというものでございます。

10番  
佐藤 和威治 委員  
局 長

住所地は普通宅地で、畑に現況宅地の分がもしかして含まれるのでしょうかということを心配したのですけれど、そういう心配には及ばないということですか。

相続による所有権移転は農業委員会の許可がいらぬ手続きになっておりますので、今、ご心配というように言われた件については、特に農業委員会の知らないところでその手続きが進められて、手続きが終わったあとで農業委員会に届出をするという手順となっております。確認が及ばない例になるのかと思っております。

議 長

ほかにごございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、報告第50号の質疑を終わります。

次に、「報告第51号 農地現状変更届出の報告について」を上

局	長	<p>程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p> <p>報告第51号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。</p> <p>このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第7号までの7件、16筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。</p> <p>なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。</p> <p>届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、農業用施設の整備が4件、耕作の利便性を図るための盛土が3件となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「報告第51号」の説明を終わります。</p> <p>ご質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>なければ、報告第51号の質疑を終わります。</p> <p>次に、「議案第158号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。</p>
局	長	<p>局長より説明いたさせます。</p> <p>議案第158号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>最初に一関地域に係る申請2件でございます。</p> <p>第1号については、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。</p> <p>第2号についても、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。</p> <p>次に、大東地域に係る申請1件でございます。</p> <p>第3号については、貸付人が農地までの通作距離があり、耕作に不便であることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借によ</p>

り借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり令和12年6月30日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、千厩地域に係る申請1件でございます。

第4号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

次に、東山地域に係る申請1件でございます。

第5号については、譲渡人と譲受人は親子であり、譲受人が生前贈与により取得し耕作しようとするものです。

次に、室根地域に係る申請1件でございます。

第6号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの9年6ヶ月となっております。

最後に、藤沢地域に係る申請1件でございます。

第7号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

以上7件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第158号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告いたします。

現地調査日、令和2年6月12日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 佐藤委員、私 松岡、農地利用最適化推進委員 渡邊委員、佐々木委員、事務局職員 阿部主任主事、千葉主事。

報告内容、第1号から第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

議 長

8 番  
松岡 千賀子 委員

議 長

16番  
小山 悦郎 委員

農地法第3条現地調査報告書、大東地域。

現地調査日、令和2年6月12日、金曜日、午前9時30分より、  
現地調査員、農業委員は私 小山、農地利用最適化推進委員、小  
野寺 進 委員、小野寺 照夫 委員、支所職員 小野寺産業建設課  
主事。

報告内容、第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のと  
おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いず  
れも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問  
題ないと思われま。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

12番  
佐藤 繁 委員

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和2年6月12日、金曜日、午前9時30分より、  
現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤  
委員、小野寺委員、支所職員 熊谷産業建設課主査。

報告内容、第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のと  
おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いず  
れも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから  
問題ないと思われま。

議 長

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

13番  
鈴木 初男 委員

東山地域、農地法第3条現地調査報告書。

現地調査日、令和2年6月12日、金曜日、午前10時より、現地  
調査員、農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委  
員、渡辺委員、菅原委員、支所職員 渡邊産業建設課長補佐。

報告内容、第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のと  
おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いず  
れも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問  
題ないと思われま。

議 長

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

4番  
千葉 綾雄 委員

室根地域、農地法第3条現地調査報告いたします。

現地調査日は令和2年6月12日、金曜日、午前9時30分より、  
現地調査員、農業委員 千葉、藤原、農地利用最適化推進委員 佐

		<p>藤、支所職員、小原産業建設課主任技師。</p> <p>報告内容、第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
議	長	<p>ご報告いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>藤沢地域の農地法第3条の現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日は令和2年6月12日、金曜日、午後1時30分より、調査員は農業委員、佐々木 栄一 委員、私 畠山。農地利用最適化推進委員が菅原委員、支所職員は佐藤産業建設課主事。</p>
14番 畠山 信吾 委員		<p>第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
議	長	<p>以上、報告いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第158号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第158号」を可と決めます。</p>
議	長	<p>次に、「議案第159号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局長 補 佐		<p>議案第159号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。</p>

		<p>申請は、大東地域に係る 1 件でございます。</p> <p>第 1 号は、申請人が自己及び自営の用に供する駐車場を整備するため転用申請するもので、追認案件です。</p> <p>農地区分は第 1 種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから、転用に問題はないものと考えます。</p> <p>なお、申請地は平成28年12月22付で農振農用地から除外されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第159号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、大東地域の担当委員の方から現地調査の結果説明をお願いいたします。</p>
16番		<p>大東地域、農地法第 4 条現地調査報告書。</p>
小山 悦郎 委員		<p>現地調査日、現地調査員については 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>申請人が自己及び自営の用に供する駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>なお、本件は、平成28年12月に農振除外の決定を受けた際、転用の許可と勘違いし、平成29年 6 月に整備済みであり、追認により許可を求めるものとのことであります。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第159号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第159号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第160号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可</p>

局長 補佐

申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

議案第160号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請10件でございます。

第1号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号から第7号までは、譲受人が工場及び従業員等駐車場を建築・整備するために転用申請するものです。

農地区分は、「都市計画区域内の準工業地域内に存在する農地」であることから、第3種農地と判断しました。

第8号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請をするものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第9号は、譲受人が宅地分譲3区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第10号は、譲受人が宅地分譲4区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請1件でございます。

第11号は、譲受人が事務所及び駐車場を建築・整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第160号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。

8番

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

松岡 千賀子 委員

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日等は3条と同じでございますので割愛させていただきます。



きます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第2号から第7号、申請人が工場及び従業員等の駐車場を建築整備する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第8号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第9号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第10号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

続いて、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和2年6月12日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 渋谷、農地利用最適化推進委員、千葉、佐藤、支所職員 後藤産業建設課主任です。

第11号、申請人が事務所及び駐車場を建設整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思

以上で報告を終わります。

ご苦労さまでした。

以上で現地調査の結果についての説明を終わります。

審議願います。

一関の第2号の件ですが、工場用地になるようでございます。

図面を見ますと、田んぼ等が残っております。現地調査報告では雨水とか下水とかなので大丈夫だと思われま

議 長

2番

渋谷 皓 委員

議 長

11番

石川 誠司 委員

議 長

か。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時 07 分 休憩)

(午後 2 時 07 分 再開)

議 長  
局 長 補 佐

再開いたします。

それでは、お答えいたします。

おっしゃるとおり、東側が農地となっておりますが、水路に関しては蓋をして、そのまま残すという形になります。農地との境目の部分はL字で、土が崩れないように処置することになっております。

建物でございますけれども、菓子工場で平屋の建物でございますので、日当たりは全くないわけではなく、問題はないと考えております。

11番  
石川 誠司 委員

全く日当たりがという表現でございますと、農業者にとっては日当たりがの良し悪しについては随分気にするところが多いかと思えます。

今後、こういう案件の時は、図面等も添付していただければと思います。

それから申請者に対してもこれはどうなのかと、よく藤沢や室根で、排水や建物の図面が添付されているものがありました。今後こういう工場用地、道路になる時は図面添付もしてほしいという希望でございます。

以上です。

議 長

賜っておきます。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第160号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第160号」を許可相当と決します。

議 長

次に「議案第161号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」、「議案第

局長 補佐

162号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は関連しておりますので一括上程をいたします。

局長補佐より説明いたさせます。

議案第161号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について及び22ページの議案第162号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、一括して内容をご説明いたします。

議案第161号及び第162号の2議案は藤沢地域に係るものです。

両議案の第1号、第2号ともに平成29年度に転用が許可されており、3年の期間満了による更新の申請をするものです。

農地区分は、農振農用地域内に存在する農地ですが、農業を行いながら発電も行うもので、一時転用であり、作物の栽培等の状況を見ながら更新していくこととなります。

平成30年5月15日付の農林水産省通知により、一時転用の許可期間が3年から10年に変更されております。

議案と一緒にお願いしますA3判の資料「議案第161号、第162号 営農型発電設備設置資料 番号1」をご覧願います。

「営農型発電設備計画地の営農状況について」の「3 営農型発電設備設置後の営農状況」についてですが、太陽光を設置したあとの状況で、作付けで収穫が終わっているのは令和元年度だけになり、比較の対象も単年度になりますけれども、その上段にございます「2 営農型発電設備設置以前の営農状況」と比べますと、「大麦」の収量が大きく下回っております。

このことにつきましては、施肥の影響で雑草が繁茂したことによるもので、農業改良普及センターの助言・指導のもとに、ただいま改善に取り組まれているところでございます。

資料のもう一部「番号2」でございますけれども、作物は「小麦」で、やはり同様に収量が激減しているという状況になっております。こちらも雑草によるものということで同様に今、改善中ということでございます。

どちらのケースにつきましても、発電設備設置と収量の減の因果関係は見受けられないことから、一時転用の更新に問題はないものと考えられます。

議 長

14番  
畠山 信吾 委員

以上で説明を終わります。

以上で「議案第161号」「議案第162号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、藤沢地域担当委員の方から現地調査の結果説明をお願いいたします。

藤沢地域の営農型発電設備の設置に係る現地調査を報告いたします。

調査日、調査員は3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容につきましては1号、2号とも同じものになります。

申請人が平成29年7月14日付で一時転用許可を受け、営農型発電太陽光パネルを設置済みであり、転用許可期間が本年7月で満了となることから、再申請し事業を継続しようとするものであります。

排水は雨水のみで、藤沢土地改良区が管理する既設の水路に集水し処理されていることから、周辺農地に影響はありません。

また、下部に作付けする作物への日照は、設計上一定量が確保されるため生育に支障が生じないと思われる。

以上、文面ではこういうことになります。

調査に行った感想をお話ししたいと思います。

麦に関して私はあまり見識ではないものですが、一見、見事に大麦、小麦も育っているなど感じました。

有機栽培ということで、苦勞なさっているようでございまして、台湾あたりの在来種の種子が入ってきたのではないかという説明があり、有機栽培であることから雑草の除去を人力でやっている、現地確認した折に雑草退治、人海戦術でやっているところを見てきました。

以上のことからいずれも問題ないと思われまます。

以上、報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

初めに、「議案第161号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第

		3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第161号」を許可相当と決します。 次に「議案第162号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第162号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第163号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。
局長補佐		議案第163号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は藤沢地域の1件です。 第1号は、平成30年7月26日付で土砂採取のための仮設道路及び運搬車両の待機スペースとして一時転用許可を受け、令和元年8月22日付で期間延長の許可を受けていたものを、再度期間延長申請するものです。 計画変更の理由は、納入先の工事の遅れ及び新たな災害復旧工事の土砂納入の受注をしたことによるものであります。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第163号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第163号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。

議 長

よって、「議案第163号」を許可相当と決めます。  
次に、「議案第164号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局 長 補 佐

局長補佐より説明いたさせます。  
議案第164号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借権設定が20件、所有権移転が5件、農地中間管理機構との貸借で個別案件が9件、集団案件が2件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号から第5号までの4件は、花泉地域に係る申請です。

第6号から第14号までの9件は、大東地域に係る申請です。

第15号は、東山地域に係る申請です。

第16号から第20号までの5件は、室根地域に係る申請です。

次に所有権移転ですが、第1号は、大東地域に係る申請です。

第2号は、室根地域に係る申請です。

第3号から第5号までの3件は、藤沢地域に係る申請です。

次に農地中間管理機構との貸借で個別案件ですが、第1号と第2号は、一関地域に係る申請です。

第3号から第9号までの7件は、室根地域に係る申請です。

農地中間管理機構との貸借で集団案件ですが、第1号と第2号は、一関地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第164号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定第19号について4番 千葉 綾雄 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第164号 一関市農用地利用集積計画の決定について」 を賃借権設定第19号を除き可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第164号」は賃借権設定第19号を除き可と決し ます。
議	長	次に、「議案第164号」賃借権設定第19号について審議いたし ます。 千葉 綾雄 委員は退室願います。 (午後2時25分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第164号」賃借権設定第19号を可と決する方は挙手願 います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第164号」賃借権設定第19号を可と決します。 千葉 綾雄 委員は入室願います。 (午後2時26分 入室)
議	長	千葉 綾雄 委員に申し上げます。 「議案第164号」賃借権設定第19号を可と決しました。
議	長	次に、「議案第165号 農用地利用配分計画案に係る意見につ いて」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第165号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内 容をご説明いたします。 一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があつたの で、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、貸借の移転が28件です。 第1号から45ページの第27号までの27件は、一関地域に係る申 請です。 第28号は、室根地域に係る申請です。

		以上、各申請の内容については記載のとおりです。
		また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第165号」の説明を終わります。
		なお、第21号について9番 永畠 幸一 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第165号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を第21号を除き可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場。
		よって、「議案第165号」を第21号を除き可と決します。
議	長	次に、「議案第165号」第21号について審議いたします。
		永畠 幸一 委員は退室願います。
		(午後2時29分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第165号」第21号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第165号」第21号を可と決します。
		永畠 幸一 委員は入室願います。
		(午後2時30分 入室)
議	長	永畠 幸一 委員に申し上げます。
		「議案第165号」第21号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第166号 農地法の適用外であることの証明願に



局長補佐

対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

議案第166号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は7件で、一関地域3件、大東地域1件、室根地域2件、藤沢地域1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

議長

以上で「議案第166号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。

8番

松岡千賀子委員

一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日等は第5条と同じでございますので割愛をさせていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、昭和60年頃から農業用施設及び駐車場として利用しており、既に農地性は失われております。

第2号、昭和58年頃から車庫及び駐車場として利用しており、既に農地性は失われております。

第3号、平成7年頃から宅地の一部として利用しており、農地性は失われております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

16番

小山悦郎委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域、農地法適用外現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は3条、4条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、平成10年頃から自治会館駐車場として貸しており、既

議 長  
4番  
千葉 綾雄 委員

に農地性は失われています。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法適用外現地調査報告いたします。

現地調査員は3条と同じで割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号、平成2年頃から耕作管理できず山林化しており、既に農地性は失われております。

なお、農地としては道路の拡幅工事で、農地と見当たるところは畦畔だけで確認できませんでした。

第6号、平成3年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われておりました。

以上、報告を終わります。

ありがとうございました。

議 長  
14番  
畠山 信吾 委員

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域、農地法適用外の現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

ここで、表現上というか、間違いがあろうかと思われまので、事務局の方にも確認をお願いしたいのでございますが、昭和56年頃からのというのは事実でございますが、物置を建設設置して宅地として利用していた場所でございます。土地としての農地性は失われております。資料の表現ですと建物と勘違いいたしますので、当局にお願い申し上げ、現地調査報告といたします。

議 長  
11番  
石川 誠司 委員

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

第4号の自治会館の駐車場、地図では会館があり、その上に駐車場があり、土地利用状況図を見ると、会館の部分も畑か田になっております。

その上、右上に今度は駐車場、そうすると、この土地利用状況図がちょっとわからないのですが、会館部分、現況ではまだ田が残っています。

もう一点、公の施設は非課税になっているのではないかと思います。

議長 長

ますが、その点も説明を受けたのでしょうか。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時 39 分 休憩)

(午後 2 時 41 分 再開)

議長 局長 補佐

再開いたします。

ご質問の内容でございますけれども、図面上の地目は登記地目であり、現況は雑種地になっております。

会館の向かい側をまず駐車場として以前から利用していたそうでございます。

課税、非課税については、集会所ですと、申請によって減免にはなったと思いますが、この物件がどうなっているかは確認してございません。

以上です。

議長 長

暫時休憩いたします。

(午後 2 時 44 分 休憩)

(午後 2 時 47 分 再開)

議長 局長 補佐

再開いたします。

ただいまのご質問ですけれども、駐車場として今回申請した向かい側の土地も、建物が建っているのであれば当然宅地になっていてしかるべきというご指摘でございました。

それにつきましては、大東支所で適正な手続きを踏むように指導しているということでございます。

今後、新しい処理がされるものと考えております。

以上でございます。

議長 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長 長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第166号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長 長

満場です。

よって、「議案第166号」は可と決しました。

議長 長

次に、「議案第167号 令和元年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」を上程い

局長

たします。

局長より説明いたさせます。

議案第167号 令和元年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定についてをご説明いたします。

これは、農業委員会の事務について、その運営の透明性を確保するため、特に農地等の利用の最適化の推進状況やその他農業委員会における事務の実施状況について、情報の公表が義務付けられていることから、報告のとおり決定することについて、議決を求めるものであります。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の内容についてであります。Ⅰ農業委員会の状況は、農業の概要、農業委員会の現在の体制ということですので、ここはお目通しいただきたいと思っております。

Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化の状況であります。令和元年度の目標及び実績について、令和元年度は9,790haの集積目標を掲げたところでしたが、集積実績は9,707haで、新規の集積実績は45ha、達成状況は99.15%と目標をほぼ達成しております。

地域農業マスタープラン作成による農地中間管理事業を活用した合意形成活動が、担い手への農地集積に効果的であったと評価をしております。

Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進であります。令和元年度の目標及び実績について、参入目標は2経営体、参入目標面積は20haでしたが、参入実績は10経営体、参入実績面積は67.71haと目標を大きく上回りました。

関係各機関のネットワークが機能し、参入者への必要な情報提供等の適切な支援が行われたものと評価をしております。

Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価であります。令和元年度の目標及び実績について、解消目標を100haとしたところ、解消実績は0haと達成状況は0%でありました。

農地への再生面積より、発生した遊休農地面積が多くなり、なかなか解消が進まなかったものであります。

Ⅴ違反転用への適正な対応についてであります。農地パトロールなどの結果、違反転用農地は確認されなかったところであります。

VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検であります。農地法第3条に基づく許可事務及び農地転用に関する事務については、農業委員及び農地利用最適化推進委員と事務局職員により、申請書類の確認、現地調査などを行い総会で審議し、その結果は市のホームページで公表しているところであります。

農地所有適格法人からの報告への対応であります。提出の遅れる法人があることから、督促をして報告の指導を行っております。

情報の提供等については、賃借料情報、農地の権利移動の状況等適切に公表、報告しているところであります。

VII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、該当がなかったところであります。

VIII事務の実施状況の公表については、総会の議事録及び活動計画の点検・評価について、市のホームページにより公表しているところであります。

農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出については、一関市長に「農地利用の最適化の推進に関する意見書」の提出をしたところであります。

議案第167号の説明は以上であります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上で「議案第167号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第167号 令和元年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第167号」を可と決します。

議 長

次に、「議案168号 令和2年度 一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

議案第168号 令和2年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についてをご説明いたします。

これは、令和元年度の実績と評価をもとに、令和2年度の農業委員会の活動方針及び活動計画について、議決を求めるものであります。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画であります。I 農業委員会の状況については、農家・農地等の概要、農業委員会の現在の体制でありますので、お目通しいただきたいと思っております。

II 担い手への農地の利用集積・集約化であります。令和2年度の目標集積面積を9,850ha、うち新規集積面積を143haとしております。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、令和2年度の目標を2経営体、参入目標面積を20haとしております。

IV 遊休農地に関する措置については、令和2年度の遊休農地の解消目標面積を100haとしております。

農地利用最適化推進業務は、農業委員会の重点業務に位置づけられておりますが、以上の担い手への集積面積、新規参入の経営体、遊休農地の解消面積の目標については、昨年の実績等を加味しながら、現実的かつ積極的な目標を設定したものであります。

V 違反転用への適正な対応については、農地パトロールを実施し、違反転用の確認を引き続き強化していくこととしております。

議案第168号の説明は以上であります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上で「議案168号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案168号 令和2年度 一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議	長		挙手満場です。
議	長		よって、「議案168号」は可と決しました。 以上で議案審議が終了いたしました。 第22回一関市農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 (午後 3 時00分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員